

議案第33号

守口市水道条例の一部を改正する条例案

守口市水道条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年6月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市水道条例の一部を改正する条例

守口市水道条例（昭和36年守口市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第35条まで 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 略</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 指定及び証書交付手数料 指定工事業者 1件につき 10,000円</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第35条まで 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 略</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 指定<u>又は更新</u>及び証書交付手数料 指定工事業者 1件につき 10,000円</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。